



宮 崎 県 公 報

平成22年4月1日(木曜日)号外 第28号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

企業局企業管理規程	頁	病院局企業管理規程
○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程…………… 1		○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程…………… 1

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成22年4月1日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第1号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程(平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(履行遅滞) 第97条 [略] 2 前項の損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、 <u>年 3.6パーセント</u> の割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。 3 [略] (履行期限延長の手続等) 第 199条 [略] 2・3 [略] 4 第2項本文の延納利息の率は、 <u>年 3.6パーセント</u> (この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適当である場合は、この率を下る率によることができる。 5 [略]	(履行遅滞) 第97条 [略] 2 前項の損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、 <u>年 3.3パーセント</u> の割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。 3 [略] (履行期限延長の手続等) 第 199条 [略] 2・3 [略] 4 第2項本文の延納利息の率は、 <u>年 3.3パーセント</u> (この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適当である場合は、この率を下る率によることができる。 5 [略]

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

病院局企業管理規程

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成22年4月1日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第4号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(履行遅滞)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、<u>年 3.6パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(履行期限延長の手続等)</p> <p>第 180条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項本文の延納利息の率は、<u>年 3.6パーセント</u>（この場合における年当たりの率は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適當である場合は、この率を下る率によることができる。</p> <p>5 [略]</p>	<p>(履行遅滞)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、<u>年 3.3パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(履行期限延長の手続等)</p> <p>第 180条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項本文の延納利息の率は、<u>年 3.3パーセント</u>（この場合における年当たりの率は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適當である場合は、この率を下る率によることができる。</p> <p>5 [略]</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、公表の日から施行する。</p>	